

G 7 香川・高松都市大臣会合推進協議会後援及び共催事業承認事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、G 7 香川・高松都市大臣会合推進協議会（以下「協議会」という。）が後援又は共催する事業に係る承認事務を適正に行うための承認基準その他必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 事業の趣旨に賛同する意を表することをいう。
- (2) 共催 事業の開催趣旨がG 7 香川・高松都市大臣会合の趣旨に沿うものであり、協議会が事業の企画、広報又は運営に参画し、当該事業の開催について責任の一部を負担することをいう。

(名義)

第3条 協議会が行う事業の後援又は共催の名義は「G 7 香川・高松都市大臣会合推進協議会」とする。

(承認基準)

第4条 後援又は共催の承認基準は別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、G 7 香川・高松都市大臣会合等の円滑な推進の観点等から特に必要があると認めるものについては、後援又は共催を承認あるいは不承認とすることができるものとする。

(申請手続)

第5条 後援又は共催の承認を受けようとする者は、原則として名義使用開始（事業の開催日又は名義を使用した文書やポスターの印刷作業の開始日のいずれか早い日をいう。）の14日前までに、後援（共催）名義使用申請書（第1号様式又はこれに準ずるもの）に次の書類を添えて協議会へ提出するものとする。

- (1) 事業計画書等具体的な事業内容がわかる書類
- (2) 収支予算書
- (3) 申請者（団体）の概要
- (4) 役員名簿
- (5) 前回開催時のパンフレット等

(決定)

第6条 前条の規定による申請があった場合、協議会事務局長がその内容を審査し、適当と認めるときはその結果を第2号様式又は申請者の指定する様式により、承認できないときはその旨を第3号様式により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第7条 後援又は共催を承認された者は、申請時の事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

(承認の取消)

第8条 後援又は共催を承認した事業であっても、その内容が第4条の承認基準に該当しなくなったときは、その承認を取り消すものとする。

2 前項の規定による承認の取消については、第6条の規定を準用する。

(承認条件の不履行)

第9条 後援又は共催を承認された者が第7条に規定する届出を怠った場合には、以後の後援又は共催を承認しないものとする。後援又は共催の承認を受けることなく第3条に規定する名義を無断使用した場合も同様とする。

附則

1 この要領は、令和4年11月15日から施行する。

附則

この要領は、令和5年5月8日から施行する。

別表（第4条関係）

後援又は共催事業の承認基準

主催者についての承認基準	1 国及び地方公共団体 2 新聞社、放送局等の報道機関 3 公益法人、特定非営利活動法人その他G7香川・高松都市大臣会合等の円滑な推進に寄与する事業を行っている団体（宗教団体又は政治団体を除く。）。ただし、団体の所在地や組織が明確であり、当該事業を遂行する能力があると認められるものに限る。
事業内容についての承認基準	1 G7香川・高松都市大臣会合の機運醸成に寄与するものと認められること 2 企業等の宣伝又は営利を目的とするものでないこと 3 宗教活動又は政治活動を目的とするものでないこと

備考

- 1 主催者については、「主催者についての承認基準」の1から3までのいずれかに該当しなければならない。
- 2 事業内容については、「事業内容についての承認基準」の1から3までの全ての項目に該当しなければならない。

(様式 略)